

平成十七年十二月に支給する期末手当の特例に関する規則

平成17年11月25日

規則第3号

- 一 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年群馬県市町村会館管理組合条例第四号）附則第四項第一号に規定する合計額に百分の〇.三六を乗じて得た額又は附則第四項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 二 この規則に定めるもののほか、平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。